

月刊 労運研レポート No. 96

2022年6月10日号

<巻頭言> この物価高！最低賃金の大幅引き上げを・・・	伊藤 彰信	2P
各地で最低賃金引き上げをアピール 大阪 6P、四国 8P、北関東 9P、千葉 10P		
全印総連・印刷関連ユニオンの闘い・・・	田村 光龍	12P
日本復帰 50 年を迎えた沖縄から・・・	福元 勇司	13P
「次世代オルガナイザープロジェクト」設立・・・	神部 紅	14P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

この物価高！ 最低賃金の大幅引き上げを！

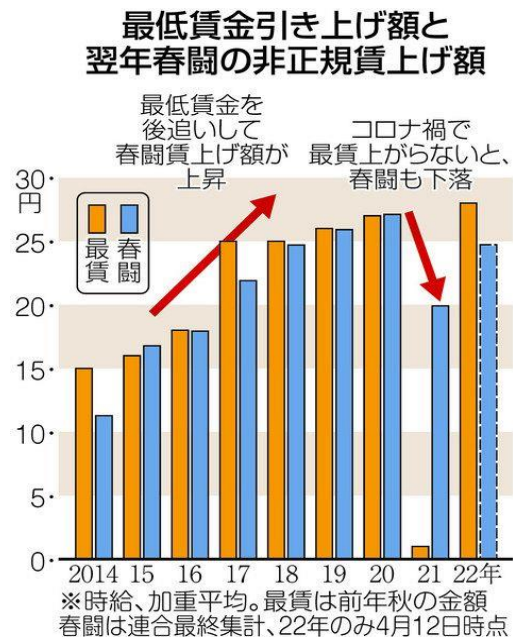
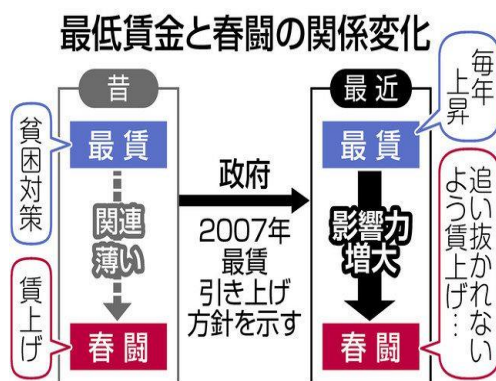
伊藤 彰信（労運研事務局長）

「地域別最低賃金額の引き上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要がある」。昭和 53（1978）年度の目安を検討した中央最低賃金審議会第 1 小委員会の報告（1978 年 7 月 27 日）の記述である。

コロナの流行により、また、ウクライナ戦争や円安の影響によって、消費者物価は急上昇中である。この物価高は低所得者の生活を直撃する。夏の地域別最低賃金の引き上げは、労働者の賃金闘争にとって極めて重要な闘いになってきた。

春闘は地域最賃の後追いである

5 月 1 日付の東京新聞に「非正規賃上げ、春闘が『最低賃金』後追い」という見出しの記事が掲載された。「最低賃金の引き上げ額と春闘での非正規賃上げ額（いずれも時給、加重平均）を比べると、2019 年秋に最賃が前年比 27 円上がったのに対し、20 春闘は同 27.11 円の上昇だった。近年、最賃と翌年春闘の上昇額がほとんどの年でほぼ連動していた。最賃の役割は本来、不当に低い賃金から労働者を守る安全網だった。それが、最近は非正規の賃上げを先導しているように見える。」と書かれている。そして、記事は、「最低賃金上がらないと春闘も鈍り」「最低賃金『パート賃上げ要求の根拠に』」「低迷する労組組織率、春闘波及力に限界」「大勢の非正規まとまる組織化が必要」と続く。



地域最低賃金はどう決まってきたのか

1959年に制定された最低賃金法は、業種間協定方式であって、賃金ダンピングを防止するため、これ以下での賃金で労働者は雇わないという、いわば業者間カルテルを独禁法違反にならないよう合法化するためにつくられた法律である。1968年から公労使三者構成による審議会方式になり、すべての都道府県で地域別最低賃金を設定するようになった。1975年春闘で当時の労働4団体が全国一律最賃制を要求し、総評はストライキを構えて闘った結果、1978年から目安制度が導入されることになった。中央最低賃金審議会では4つに分けたランクごとに最低賃金引き上げの目安を示す方式である。2007年からは生活保護との整合性に配慮することになった。

最低賃金法では、最低賃金の決定基準として労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の3つの要素を総合的に勘案して定めることになっている。しかし、中央最賃審での目安の決め方の実際は、その年の春の賃上げ状況を調査して決めていた。毎年、中央最賃審に従業員30人未満の事業所の賃金改定状況調査結果が提出されるが、その第4表「一般労働者及びパート労働者の賃金上昇率」を参考に決めていたのである。

日本の労働者の賃金は1997年をピークに低下し始めた。以前は、正規労働者の賃金が上がれば非正規労働者の賃金も上がっていたが、正規労働者の賃金が上がらないので、地域最賃が上がらない状況が続いていた。地域最賃が生活保護を下回るようでは、最賃と言えないのではないかとということで、生活保護との整合性が図られるようになって、地域最賃が上がり始めた。第二次安倍政権で「官製春闘」が始まり、毎年3%程度の最低賃金の引き上げを行い、2020年代前半に最低賃金の全国平均を1000円以上にするという政府方針が実施されるようになったのである。第4表とは関係なく、政府の経済政策として地域最賃が引き上げられてきた。

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会は、政府の地域最賃引き上げのペースでは不十分として、いまずぐ1000円、全国一律1500円をめざして闘ってきた。正規労働者の賃金引き上げが波及しない非正規労働者・低賃金労働者層の闘いとして展開してきた。今や、最低賃金引き上げ闘争は、社会全体の賃金引き上げにも影響を持つようになってきた。地域最低賃金額を改定した後に改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合を影響率というが、影響率は、事業所規模30人未満では16.3%、労働者全体では6%になっている。最低賃金の1.1倍以下で働く労働者は14.2%で約800万人、うち正社員は3.8%で約100万人と言われている。

中小企業経営者も最賃引き上げに肯定的

日本商工会議所は、「最低賃金引き上げの影響および中小企業の賃上げに関する調査」の集計結果を4月5日に発表した。「最低賃金の大幅な引上げにより中小企業経営への影響や負担感大」というサブタイトルになっているが、よく読むと、最賃引き上げの傾向に肯定的な姿勢がうかがえる。

昨年10月に地域最低賃金の引き上げを受け、地域最低賃金を下回ったために賃金を上げた企業は40.3%であった。その多くはパート労働者の賃上げであった。今年の最低賃金額の改定について、「引下げるべき」もしくは「引下げはせずに、現状の金額を維持すべき」

と回答した企業の割合の合計は 39.9%であり、前年調査から 16.7 ポイント減少した。一方、「引き上げるべき」と回答した企業の割合は、前年調査から 13.6 ポイント上昇して 41.7%となり、引き下げ・現状維持を上回った。2022 年度に「賃上げを実施予定」と回答した企業の割合は 45.8%であった。業績の改善は見られないが、社員のモチベーションの向上や人材確保の必要性を理由としてあげている。

来年の賃上げは今年の最低賃金が決める

連合の 5 月 6 日時点での賃上げ回答状況は、加重平均で 6160 円、2.10%（昨年同時期比 813 円増、0.29 ポイント増）、うち 300 人未満の中小組合は 4997 円、2.02%（同 559 円増、0.25 ポイント増）である。有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、4 月調査より下がって、加重平均で時給 24.54 円（同 2.66 円増）、引上げ率は 2.39%である。

日本経団連が 5 月 20 日に発表した大手企業の第 1 回集計は、7430 円、2.27%（昨年比 1886 円増、0.57 ポイント増）である。業績がコロナ前の水準を回復した企業の集計結果は 9748 円、3.02%だったと発表して、岸田首相の「賃上げ 3%超」という要望に応えたポーズを示している。

注意しなければならないのは、正規労働者の賃上げには定期昇給分が含まれて発表されていることである。実際の「賃上げ分」であるベースアップは 1848 円、0.62%、300 人未満の中小組合は 1757 円、0.71%である。多くの非正規労働者には定期昇給はない。

連合は「労働組合が社会を動かしていく『けん引役』として一定の役割を果たした」と評価しているが、この結果を見ると東京新聞の記事がますます真実味を帯びてくる。最低賃金の引上げが、非正規労働者の賃上げだけでなく、正規労働者の賃上げをもリードしていると言っても過言ではない状況である。今までのような、民間大企業の賃上げが中小企業に波及し、人事院勧告や最低賃金審議会をつうじて公務員にも非正規労働者にも波及していくという、トリクルダウンの賃上げ波及論は通用していない。連合は「名目所定内賃金はプラスが見込まれるものの、物価を加味した実質賃金ではマイナスとなる恐れがある」と指摘しているが、実質賃金の低下は確実である。

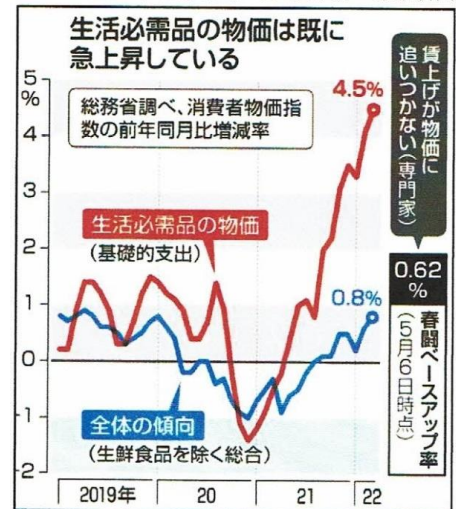
消費者物価の上昇を下回らない最賃の引き上げを

岸田政権の物価高騰対策は企業への補助が基本である。消費者物価の高騰に対する対策は不明である。5 月 31 日に示された「骨太の方針」の原案には「地域別の最低賃金については、その引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均 1000 円以上となることを目指し、引き上げに取り組む。」と書かれている。同日開催された「新しい資本主義実現会議」では、「新しい資本主義の実行計画」の工程表に「2025 年度にも全国平均で時給 1000 円以上を目指す」ことを盛り込むようだ。政府は、6 月 7 日にも、「骨太の方針」、「新しい資本主義の実行計画」を閣議決定する予定である。

政府は相変わらず「賃上げ 3%超」という方針で中央最低賃金審議会に臨む方針なのであ

ろうか。「物価動向を踏まえ」という言葉が入ったが、高騰を配慮した対策として最低賃金の引上げが位置づいていない。「公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかり議論する。」と書かれているだけである。消費者物価の高騰は低所得者層の生活を困窮に陥れる。最低賃金の大幅引上げを確実に勝ち取らなければならない。最低賃金審議会でどのように議論することになるのだろうか。

総務省が5月20日に発表した4月の消費者物価指数は、変動の大きい生鮮食品を除く総合指数は前年同月比2.1%上昇した。前年同月を上回る上昇が8か月連続している。生鮮食品を含む総合指数は2.5%の上昇である。生鮮食品およびエネルギーを除く総合指数は0.8%の上昇であるが、生活必需品の物価は4.5%と急上昇である。



今まではデフレ経済であったので「デフレ脱却のためにも最低賃金の引上げを」という言い方で、消費者物価の動向をあまり意識してこなかったが、今年は違う。最低賃金の決定基準で一番重要なのは「労働者の生計費」である。労働者の生計費調査をどのように行うのか。消費者物価上昇率は、どの数値を参考にするのか。生鮮食品を除く総合指数か、生鮮食品を含む総合指数か、生活必需品か。消費者物価の上昇は今後数カ月間続くといわれている。いつの数値を参考にするのか。地方最低賃金審議会では地域の経済指標を参考にするのか、全国の経済指標を参考にするのか。全国的なバランス配慮はどのように行われるのか。

今年は、このように労働局交渉や地方最低賃金審議会ですべての意見に事欠かないし、どのような経済指標を参考にして議論され、最低賃金が決定されるか、「しっかり議論」するわけだから、その議論を公開し、最低賃金近傍の賃金で働いている労働者の意見が反映できるようにしてもらいたい。

最賃が上がれば雇用が減ると言うも多い。そのような人には、ノーベル経済学賞を受賞したデビット・カード氏の研究を紹介すればよいと思っていたが、そのような議論になる前に、物価高騰による生活困窮をどうするのか論点になるだろう。最賃引上げに肯定的な中小企業を応援するためにも中小零細企業支援について労働者の雇用と賃金の保障に資する形でどのような支援が有効か検討しなければならない。自治体の民生局や福祉部の労働者の知恵を借りて、生活保護との整合性について今まで以上の勉強も必要である。沖縄県の若年単身者を基準とした生活保護基準と最低賃金の比較が良いのか。ILOの最低賃金決定条約の「労働者と家族の必要」な水準をどう確保するのか、物価上昇を生活保護ではどう反映させるのか、最低賃金の月額換算をどうするのか、手取りで比較するのか不可分所得で比較するのか、最低賃金は生活保護の県内等級のどこと比較するのかなど、詰めておく課題は多い。

今年地域最低賃金引き上げの闘いは、非正規労働者の秋からの賃上げのために、正規労働者の来春の賃上げのために重要な闘いである。そして目安全員協議会の議論が1年延長させている今だからこそ、最低賃金引き上げで考慮すべき点を主張しておく必要がある。それは正規労働者とも連帯し、反貧困運動とも連帯した闘いである。その闘いを地域からつくりあげていく必要がある。

各地で最低賃金引き上げをアピール

<大 阪> 「アメリカ村」デモや労働局要請 サポセンは連続講演会

末利進（NPO労働と人権サポートセンター・大阪 事務局）

大阪の中小零細職場の23万人 最賃改定に伴う賃金引き上げ対象者

大阪府最低賃金は2021年10月1日から992円となりました。前年より28円（2.90%）引き上げされました。大阪労働局は「最低賃金に関する実態調査」に基づき、大阪府下の中小零細事業所（100人未満規模）では最低賃金の改定にともない「賃金の引き上げが必要である労働者数は約23万人」（影響率17.3%）であると発表しています。

若者にユニオンと時給1,500円をアピール

3月19日コミュニティ・ユニオン関西ネットワーク（コミュニティ・ユニオン13団体で構成）は若者向けショップが集積する「アメリカ村」（大阪市中央区）の街並みを通り抜ける「賃金を上げろ・春闘デモ」を実施しました。「時給1,500円アップ」「ユニオンを検索！」などの工夫したコール（かけ声）や歌声を沿道の若者に届けました。



また、おおさかユニオンネットワーク

（全港湾関西地方大阪支部、全日建連帯ユニオン近畿地本、大阪全労協等で構成）は争議組合を支援し、使用者に申し入れを行う「春季大阪総行動」の一環として3月25日大阪労働局を訪問して、全国一律で時給1,500円以上の最低賃金制度の実現や大阪府最賃審議会での実りある審議を要請しました。街宣車を運行して最低賃金引き上げの宣伝活動も取り組まれました。

サポセン大阪 最賃課題で講演を2回開催

NPO労働と人権サポートセンター・大阪は最賃運動への理論面での寄与を目指して、4月1日大阪市内で伊藤大一さん（大阪経済大学准教授）を講師に「最低賃金制度の役割とその社会への影響」をテーマとする講座を開催しました。また5月25日のサポセン大阪の第14回総会において吉村臨平さん（愛知学院大学教授）による「最低賃金と格差社会」と題する記念講演を開催しました。

最低賃金制度の役割とその社会への影響

伊藤さんは「どうする日本の労働政策 第6章 最低賃金制度の役割」の執筆者で「低賃金労働者の賃金上昇を実現させ、生活水準の向上を通して、貧困層を削減させ、ワーキングプア問題を改善させる効果をもつ労働政策である」と定義しています。講演の要旨をレポートします。

経済大国でありワーキングプアの日本

「四半世紀25年の歴史的スパンで考えると、日本は中国には追い抜かれたが、アメリカ、中国に次ぐ世界第3位の経済規模（GDP：国内総生産）を維持しているにもかかわらず、日本のワーキングプアと貧困層が1992年の9.2%から2012年に18.3%と20年間で倍増した。経済大国でありながら貧乏な国であることを直視することから出発しなければならない」

「アメリカのニューヨーク市の日本料理店の『かけそば』の一杯の値段が14ドル（1,900円）と報道するテレビ映像を紹介する」「物価や人件費（賃金）を上げて経済成長を果たしてきたアメリカと、国際競争力向上の武器であるとして、人件費（賃金）を下げることで企業の収益性を増大させて経済成長を目指してきた日本との違いが見えるのではないか」

「日本においては最低賃金を引き上げて働く貧困層（ワーキングプア）を減らす政策を取らずに、派遣労働者を拡大し、労働運動を押さえ込んで、経営層や富裕層により多くの富を分配して経済成長を図る政策が取られてきた。富の分配の偏在化は一方の極には働く貧困層を、他方の極には富裕層を『階級』として再生産している」「所得再配分政策の強化が必要とされている」

最賃引上げの実証研究でノーベル経済学賞

「アメリカにおいては『需要－供給』の完全競争モデルを前提にすると、最低賃金を引き上げると雇用の減少・失業の上昇をもたらすとの通説が1946年から長らく支持されてきた。しかし1994年にカードとクルーガーらは隣接する『最低賃金を引き上げた州』と『引き上げなかった州』におけるファストフード店の雇用状況を比較調査することで最低賃金引上げによる雇用量の減少は生じないことを発表した。その後論争は続いたが、2019年に長年の雇用統計データをもとに最低賃金が上昇しても低賃金労働者の雇用に影響がないとの研究が発表されたことによりカードは2021年にノーベル経済学賞を受賞した。」

そして伊藤さんはカリフォルニア州内のファストフード店に対する最低賃金引上げを求める直接大衆行動キャンペーンの映像を紹介し、またアメリカでは最賃引上げが選挙の争点や州の住民投票のテーマとなっていることを報告しました。

賃金と住宅手当、住宅扶助などの社会保障で暮らす構想も必要

吉村さんは講演において「住居費の消費支出増加を背景にして大都市圏の地域最賃が引上げられ、近年では大都市圏とそれ以外の地方との間での地域最賃格差が増大している。社会保障としての住宅手当、住宅扶助の拡充に取り組むべきではないか、消費支出の平準化は全国一律最低賃金の根拠ともなる。一方、賃金収入で全生活を賄うモデルには限界があり、賃金と社会保障（所得保障）で生活を営める社会経済の構想や運動戦略も必要ではないか」との問題提起を行いました。

＜四 国＞ JAL 不当解雇撤回、最賃 1500 円実現 四国キャラバン

河村洋二（四国キャラバン事務局長）

「JAL 不当解雇撤回、最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会」（共同代表・中川孝文、谷英樹）は、昨年につづき四国キャラバンを実施、JAL 闘争支援と最低賃金の大幅に引き上げと最賃闘争の強化を市民、労働者に呼び掛けました。

キャラバンは、5 月 17 日徳島を出発→18 日高松→19 日高知→20 日松山と四国を一周し、延べ 200 人の仲間が参加しました。具体的には、JAL 争議の早期解決と全国一律最賃 1500 円実現に関する①各県労働局への要請行動、②街頭アピール、チラシ配布、③国会議員（中谷元、ながえ孝子）への要請行動、④学習会、⑤テープ街宣などを行いました。



労働局要請行動では、「JAL 争議の早期解

決への強力な指導」と最低賃金の「大幅引上げ、全国一律最賃の確立、専門部会の議事録公開、当事者の声を聴く場をつくること、審議委員にナショナルセンターから最低 1 人選出すること、最賃の目安制度見直し一年先送りの理由と謝罪」を要請しました。

労働局は「皆さん方の申し入れについては必ず（本省に）伝えます」（労働局代表）とそつのないが、毎年同じ回答でマンネリ感はぬぐえない。そこで現場や当事者の生の声でカバーし当局に強く意識させるのだが、今年は JAL 争議団が 4 名（JHU 組合員）参加し、十二分にその役割を發揮してくれました。曰く『『解雇の必要性はなかった』（稲盛 JAL 会長）のに、大晦日に解雇されて 12 年、職場復帰を促す ILO 条約も無視、3500 億円の公的資金を受け、会社は再建、大儲けした。この間パイロット 397 人、客室乗務員 6205 人が採用されたが、解雇された 165 名には何の説明も、声もかからない。こんなことが許されているのか。監督官庁として JAL をもっと厳しく指導していただきたい」、「スチュワデスは 30 才定年の時代もあった。60 歳定年を勝ち取ってこれで安心して働けるとしたら、何も悪いことしていないのに解雇された。50 歳を超えて。無収入です。それで生活する人の気持ちわかりますか」、「JAL は仕事だけでなく趣味、生活、友達関係など 158 項目にわたって私たちの行動を調査し、それをファイルして監視していた。人権侵害も甚だしい。もうほんとに許せない。そんな会社に私たちは解雇されたのです」などなど。

そんな中で JAL 関係要請事項は「厚労省大臣官房室地方課に報告」されていることが明らかとなり、今後の交渉の足掛かりにできそうで交渉のし甲斐になりました。

最賃制度改善要請では、労働局は相変わらず政府見解を述べるにとどまりました。が一方で「専門部会の一部公開を考えている」（徳島労働局）、「第 1 回専門部会は公開している」（香川労働局）、「最賃引き上げによる賃上げなど最賃影響率は 12.8%です」（愛媛労働局）、などの見解表明があり、昨年より回答に具体性がありました。なお、「最賃に張り付いて生

活し労働している当事者の話を聴く場を最賃審議会として持つべきだ」との要望には、意思表示はしなかったが、すべての労働局の真剣なまなざしが印象的でした。

県庁所在地で“学習と交流の夕べ“を開催しました。徳島（35名）では、「JAL 闘争を支援する徳島の会第8回総会」を開催し、山口宏弥 JHU 労組委員長が「JAL 闘争の現状と JHU 労組の取り組み」について講演しました。香川（20名）では、DVD 上映「不当解雇は許さない」と「どうして最低賃金は全国一律 1500 円にするべきなのか」を行い、JAL 争議団が現状報告を行いました。高知（40名）では、「最低賃金引き上げの意義と課題一働く者はだれでも時給最低 1500 円に一」をテーマに市川稔道連合高知事務局長が最賃審議会での論争、攻防について講演しました。愛媛（40名）では、JHU 労組の活動状況をまとめた DVD 上映の後、「最賃 1500 円実現の取り組みの現状」について鳥谷律子愛媛労連事務局長から報告を受け、討論を行いました。

四国キャラバン実行委員会は、7月の最賃審議会答申に向けて最賃の大幅引き上げキャンペーンなどの取り組みをさらに強化することを申し合わせ、キャラバンが無事成功したことを祝して乾杯し、四国キャラバンをしめました。

<北関東> 全国一律最低賃金1500円を求める北関東集会を開催

嶋田泰治（わたらせユニオン書記長）

群馬・栃木・茨城の北関東3県は、首都圏の周辺に位置し、経済圏としてはほぼ同じと感じている住民が多い。しかし、最低賃金は、Bランクの栃木882円、同じくBランク茨城879円に対し、群馬はCランクで865円と大きな差がついている。北関東一円から利用者が集まる佐野市のアウトレットで、わたらせユニオンが、各県ごとの最低賃金を横断幕に掲げてスタンディングを行うと、群馬から来た人から「なんで群馬はこんなに低いの」という声が毎回、挙がる。



北関東ユニオンネットワークは、毎年春と秋の2回、埼玉、群馬、栃木の労働局や県に対し、要請書を提出し、申し入れを行っているが、今年度は最低賃金を大きなテーマとして、それぞれ要請行動を行うことを、本年1月の運営委員会で確認した。また、全国一律の最低賃金を求める声が高まる中で、北関東で最低賃金の集会を行うのであれば、群馬県で行うことが適地であるとして、5月21日、

群馬県高崎市で「全国一律最低賃金1500円を求める北関東集会」の開催を決定した。

北関東では毎年6月、北関東地域労働運動交流会として、地区労やユニオンが一緒になって宿泊交流会を開催していることもあり、北関東の地区労やユニオン、さらには毎年一緒に最賃審議会を傍聴している生協労連などにも参加を呼び掛けた結果、当日は、約50名が参

加した。

基調報告では、嶋田わたらせユニオン書記長が、①最低賃金はどのように決まるのか、②なぜ最低賃金引き上げに取り組むのか、③日本の最低賃金制度の歴史、④最低賃金の問題点、⑤全国一律1500円の最低賃金実現に向けて何をなすべきかについて1時間の講演を行った。質疑応答の後、全国一般全国協本部渡辺書記長、生協労連本部渡辺書記次長、にいがたレインボーユニオン山崎さん、生協労連コープネットグループ労組郡馬の松山さんなどから発言があった。

北関東ユニオンネットでは、今後、6月初・中旬に、埼玉と栃木の労働局に対し要請書を提出し、申し入れを行うことが決まっている。今回の北関東最賃集会をきっかけに、全国一律最低賃金1500円の実現に向け最賃審議会の傍聴や意見書提出、意見陳述などに、地域で協力して取り組んでいきたい。

中央最低賃金審議会は、「目安制度の在り方に関する全員協議会」を設置し、最低賃金の水準や、議事の公開、ランク制度の見直しなどについて議論し、来年3月に報告を取りまとめるとしている。物価上昇が急激で、今年度、3%程度の最低賃金引き上げでは、実質引き下げになりかねない。全国一律最低賃金1500円の実現に向け、政府、厚労省、中央最低賃金審議会などにむけて、大攻勢をかけるべきだ。

<千葉> 最賃ちばキャラバン報告

「今すぐ最低時給1500円！今すぐ同一労働同一賃金！」をアピール

小林春彦（京葉ユニオン幹事）

全国で取り組まれている最賃キャンペーンに呼応して、今年で13回目となった最賃千葉県内キャラバンが5月28日（土）に、延べ250名の参加で取り組まれた。千葉県内のユニオンや労働組合、民主団体などで作る「ちばキャラバン実行委員会」（なのはなユニオン・ユニオン市原・i女性会議・反失業千葉県共闘会議・市原地区労・千葉スクラムユニ



オン・東葛ふれあいユニオン・松戸労組会議・習志野地区労・ユニオン木更津・郵政ユニオン千葉・N関労・国労千葉地本・京葉ユニオン・習志野ユニオン・日音響の計16団体）が「今すぐ最低賃金1500円！今すぐ同一労働同一賃金！」をスローガンにJAL争議の早期全面解決を目指す関東キャラバンを展開中のJHUの仲間も参加して、柏駅を起点に松戸、市川、船橋、津田沼、稲毛、千葉のJR各駅前でもチラシ配布とリレートークでアピールした。今回は赤に白字で「ちばキャラバン」と書いたおそろいのブルゾンでの宣伝となった。

私たちの訴え

①ディズニーリゾートで働く労働者の9割は非正規で、時給は1000円～1100円。短時間勤務なので月収は10万円。ディズニーランドで働けるといって夢を持って地方から出てきており、アパート代が6万円がかかるのでダブルワークで働かないと生活できない。しかし、勤務シフトは会社が勝手に決めるのでダブルワークもできないで追い込まれてる。

②ユニオン市原では、通勤途上災害、看護学校での求職満了と同時に解雇された問題、派遣期間中に解雇された仲間の問題等コロナ禍で労働相談が増えている。会社申し入れ、団交、駅宣の実施等相談者に寄り添いながら闘っている。



③コロナ禍で派遣社員・パート・アルバイトなどへの解雇雇止めが政府統計でも13万人を超え、歯止めがかかっていない。岸田首相は「分配と成長の好循環」を掲げたが、今春闘でも賃上げ3%を超えず、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う品不足等で生活必需品が軒並み値上げされ、またもや実質賃金の目減りは明らかだ。

④政府はウクライナ侵攻に便乗し、軍備増強・軍事費現行の1%から2%（11兆円）への増額。そんなのに使わ

ずに、生活困窮者支援や社会保障に使い！

⑤非正規労働者が2000万人、就業人口の約4割を占めている。平均年収が200万円に満たない労働者ワーキングプア状態が1300万人もいる。例え自給1500円フルタイムで働いたとしても300万円ちょっと。食べることと住むことにとられ、貯蓄ゼロ、これでは結婚もできない。だからこそ全国一律最賃1500円を実現させよう。

⑥今、労働者の大半が生活雇用不安にさらされている。会社からの嫌がらせや「納得できない」ことがあったら、声を上げよう。一人で悩まず、一人でもは入れる組合（ユニオン）に相談と加入を。

⑦JALから解雇されて12年目早期全面解決に向けた関東キャラバンを展開中。早く普通の生活を取り戻したい。都労委や国交省はもとより世論を背景にJALを追い詰めて解決したい。ご支援ご協力を。などであった。

今後の課題

①私たちの訴えに対して、立ち止まって熱心に聴き入る人、「頑張れ！」と励まして行く人、チラシを食い入るように読んでいる人、宣伝行動をスマホに収める人、中には自分のことで相談をしに来る人までいて、駅前を歩く人々の反応は上々で成果を感じた。

②昨年労働局交渉を徐々に持てたが、木で鼻をくくったような回答に終始した。県の最賃審議会への申し入れと合わせて取り組みを強化する。

③県下の労働組合や他のユニオン等への呼びかけからすそ野を広げる。

④参加の団体間での実践事例交流と学習会等で情報の共有化とレベルアップを図る。

⑤最賃署名の取り組みができず、全国との連携を意識してやることが重要だ。

中小零細と非正規労働者の組織化を目指し

田村 光龍（全印総連・印刷関連ユニオン書記長）

個人加盟の全国産別ユニオンとして

印刷関連の労働者を組織する全印総連は21年7月、個人加盟の全国組織、全国印刷関連合同ユニオン(印刷関連ユニオン)を立ち上げました。

個人加盟組織が地域や産別に設けられたのは20年ほど前が多いと思います。私たちも東京、京都、大阪の各地連にそのころ、個人加盟組織を設置、以降、活動を続けてきました。そうしたもとの印刷関連ユニオン設立は、各地にあった個人加盟組織を統合した“全国組織”としてより大きな力を持ち、中小零細の印刷関連企業の労働者や印刷大手で働く非正規労働者といった今までの戦線からも手が及んでいない層を組織化することを目指すものとして位置づけました。

全印総連も多くの産別組織と同様に組織数の減少に悩まされ続けています。それにより組織の持続可能性に懸念が深まったいるのは事実ですが、何よりも急速なデジタル化が進み、産業、職場に危機感が広がるもと、組織数を反転させ、影響力を高めなければならないという強い問題意識がありました。具体的な準備だけで3年かかり、折からのコロナ下ということになりましたが、新たな領域に踏み込み拡大を目指す組織のスタートを切ることができました。

初年度にあたる21年度、組織運営の軌道乗せはほぼ方針通りとなっており、まずは順調に立ち上がっています。闘争の方も、21年秋年末に続き22年春夏、新たな組織として旺盛に闘うことができます。労働者が公然化、労使関係を結び春闘が可能なところは実はそれほど多くはないのですが、中小零細の職場では組合員が相互に参加する団交を展開、交渉力を引き上げることで実のある交渉を実現するなど、新組織の価値を確認することができます。

前進へ相互に団交出席、労働委斡旋活用

印刷大手の非正規労働者の闘いでは、大日本印刷久喜工場で賃上げは21年に勝ち取った定期昇給を維持するにとどまりましたが、団交で会社側に踏み込んだ背景説明をさせるに至っています。これは21年秋に、団交正常化などを求めた埼玉県労働委員会の斡旋で、労使で合意書を取り交わしたことが背景にあります。労働条件の変更についてもそれまでは一方的な形でしたが、ようやく説明責任を果たそうとする態度に変わろうとしています。休日手当が廃止され、労働日が十分に確保されないなどで労働者の月間の賃金が下がるなど問題は少なくないもとで労働組合の存在感は高まっています。出勤時間に合わせた久喜駅頭での朝ビラを月次で継続しており、順調に組織が大きくなっているわけではありませんが、新入

組合員を迎え入れることは続いています。今後も要求前進と組織拡大を両輪とした闘いを継続、職場からの格差是正を目指します。

また印刷関連ユニオンは争議を闘い続けています。不当解雇で労働審判を闘った新和製作所争議を21年秋に勝利的和解で解決しており、現在はコード社の非正規労働者の雇い止めの京都地裁での闘いに力を注いでいます。この事件は、コロナ禍を口実に女性の非正規労働者の契約を打ち切ったもので、可視化された弱者への負荷を体現する闘いです。ここでの勝利は格差や不平等を許さない在り方につながります。1月に市民集会を開いてアピール、公正な判決を求める団体署名は300筆を集めてきました。7月中とみられる判決を受け、解決を目指す構えです。

印刷関連ユニオンの現勢は100人にも達していません。また、コロナ下であったこともあり、これまでのところ組織拡大の大きな動きをつくれしていません。しかしここに来て一人ひとりが知人に加入を勧める具体的取り組みを立ち上げることができました。組織拡大を中心課題とする組織として2年度、3年度と成長を目指します。

日本復帰 50 年を迎えた沖縄から

福元 勇司（辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議事務局長）

みなさんは、『復帰措置に関する建議書』をご存知でしょうか。『建議書』は琉球政府が復帰を前に、県民の声を日本政府と返還協定が話し合われる国会に届け、その反映を求めたものでした。建議書には、「沖縄は復帰までの 27 年間米軍の施政権下に置かれ、人権はもとより財産権等の諸権利は、本土では想像もできないほど軽視され、無視されてきました。」と書かれていました。復帰を機に何としても沖縄の現状を変えたいとの思いで、1971 年屋良朝苗主席が建議書を携えて上京しましたが、手渡す前に沖縄返還協定並びに復帰関連法が強行採決され、政府施策には反映されませんでした。

玉城デニー知事は 5 月 10 日、復帰 50 年に合わせ「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」を岸田首相や衆参両院の議長、駐日米国大使に手交しました。新たな建議書では、政府に基地問題の解決を沖縄とともに取り組むことや普天間飛行場のすみやかな運用停止、辺野古新基地建設の断念、日米地位協定の抜本的改定などを求めています。その中で、辺野古新基地建設を巡る政府の対応を「憲法が保障する民主主義や地方自治などに重大な問題をひき起こしている」と指摘しています。

県議会もまた 14 日、全会一致で可決した日米地位協定の抜本改定や経済振興などを求める意見書を、県と政府が共催した復帰 50 年の式典に来沖した首相へ手交しました。

15 日に行われた式典で首相は「復帰から 50 年がたつ今もなお、沖縄の皆さまには大きな基地負担を担っていただいている。政府として負担軽減に全力でとりくむ」と述べましたが、辺野古新基地建設にはふれませんでした。

一方で、県内外の労働組合や平和団体など約 70 団体約千人が参加した平和行進が 14 日 3 年ぶりに開催されました。宜野湾市民会館を出発した行進団は、途中、右翼団体の妨害を受けながらも沿道からの声援を力に「普天間飛行場を返還せよ」「辺野古新基地建設やめろ」などとシュプレヒコールで沖縄に平和憲法が活かされる事を訴えながら雨の中を沖縄市まで歩きました。



翌 15 日は、新築の那覇文化芸術劇場で、行進団による平和と暮らしを守る県民大会が開かれました。全国からの代表あいさつは、「地域に寄り添い相手の立場になることの大切さ」や「次の世代への責任ある行動が今の私たちに求められている」など、沖縄に続く不条理を全国の問題として受け止めようとする言葉があふれ、会場を一体感が包みこみました。

その対極として、為政者が少数者や弱者を多数派と分断する方法で統治している事や他国の犠牲の上に自国の安全保障を築く大国の思惑に気づく力の必要性にも言及がありました。

全国の米軍専用施設面積の占有率は、沖縄では復帰時の 58.7%から現在は 70.3%と増しています。

かつて琉球は、大国の狭間で船を万国の架け橋にして貿易立国として平和裏に栄えていました。

いつか沖縄が、防人としての軍事的抑止力を持つことなく、新たな平和の架け橋として周辺国の人や物やスポーツ・文化・芸術・学術が交流するハブセンターとなり、異なった価値観が融合し新たな安全保障を誕生させる平和な島となれるようあきらめることなくとりくみを続けたいと思っています。

「次世代オルガナイザープロジェクト」設立

神部 紅（オルプロ事務局）

これまで多くの運動・組織は、特定の“豪腕”オルガナイザーの献身に依存しながら活動を維持発展させてきたように思う。次世代の活動家を育成する上で、「見て覚える」「やって覚える」的な伝承スタイル、一子相伝的なスタイルから脱皮しなければならない。私はこうした問題意識もあって、「次世代オルガナイザープロジェクト（オルプロ）」の設立と運営に関わっている。

オルプロの目的は次のとおりである。「日本の労働運動・社会運動では、労働組合離れや活動家の高齢化が急激に進んでおり、このままでは様々な運動体の消滅は避けられない。これからの運動の担い手であるオルガナイザーづくりは急務だ。このプロジェクトは、狭い特

定の潮流の団体や組織の枠にとらわれず、生きた学習や体験などの実践を通じて、働く者や生活者の視点に立った運動を進めるオルガナイザー集団をつくることを目的とする。」

活動内容については、以下に紹介する。

<活動内容>

1. 労働運動や社会運動を組織し展開するための実践論を身につける取り組みを行う。

その際、座学のみならず、ワークショップやスタディツアー、フィールドワーク、セミナーやシンポジウムへの参加など、最前線の活動家との交流や、労働組合、社会運動団体などにおける実際の活動を体験できることを意識する取り組みとする。

- (1) 若手の労働組合員を中心として、組合員及び労働組合に関心がある労働者に向けた講座を開催する。①労働法が保障している権利や法制度の仕組みを学び、働いている自分の置かれている状況を客観的に知ること。②労働者が実際に抱えている問題や課題、より良い働き方／人生を実現する方法を見つける。など、労働者が主体的に考えながら法の知識を学んで行くような仕組みをつくる。
- (2) 労働組合を設立するためのサポート講座をはじめ、既存の労働組合の活動活性化につながる相談についても応じ、労働組合の活動や運営方法についてのアドバイスを行う。また、労働組合の活動にどのように取り組んだら良いのか悩んでいる労働者も対象とする。先進的な労働組合の取り組みを積極的に共有し、互いに学びあう機会をつくる。
- (3) SNSを用いた情報発信、当事者が主体となる労働組合等の運動体づくり。

2. 各学校等でのワークルール等の授業などの取り組みを一覧にまとめ、活動を共有する。

教育テキスト・カリキュラムづくりを教員や労働弁護士と協力し、各学校等におけるワークルール等の授業講座の取り組みを強化して、講師派遣や教育内容の提供と充実をはかる。

- (1) 教育プログラムとして、若い労働者や学生に向けた講座を提供する。テーマとしては、労働運動・社会運動論、労働法などに加えて、労働安全衛生講座、ジェンダー、住民運動、ハラスメント、社会的弱者、マイノリティを巡る問題（移住労働者、民族・人種的マイノリティ、性的マイノリティ等）などについても充実させる。
- (2) 全国各地の大学・専門学校・高校の教員などと連携し、ワークルール等の授業講座を設定する。また、学生が労働組合等にインターンシップ制度で職業経験として活動に参加し、組合もそれを受け入れる態勢を整えるよう促す。組合員が各学校に学びに行く、労働運動・社会運動のオルガナイザーが各学校で講座講師を務めるといったことも考える。

3. 事務局体制を整え、このプロジェクトの拡大・拡充をする。また、それを支える基金づくりを行う。

オルプロは以上の目的、活動内容と規約に基づき、会費を集め（団体会費は1口＝年1万円で何口でも／個人会費は1口＝年1万円で何口でも／サポーター賛助会費は団体・個人で1口＝年1千円以上で何口でも）運営していく。

すでに労働組合のインターンシップ実施などは行われているが、5月20日に行われた設立総会では、次なる企画を参加者全員（オンライン参加者も含めて）で立案するワークショップも行った（写真参照）。夏休みに向けた職場見学ツアーや、米の若手活動家との交流など、オルプロによる企画実施は参加者を巻き込みながら今後、発展していくだろう。



「次世代オルガナイザープロジェクトについて」（趣旨・呼びかけ人一覧・規約）
https://note.com/orpro_2022/n/n80d375add039

【報道】

- ・若者世代の労組離れは深刻...担い手確保に「次世代オルガナイザー」育成：東京新聞 TOKYO Web <https://www.tokyo-np.co.jp/article/176739>
- ・労働運動を次世代に オルグ養成プロジェクト、20日に設立総会：毎日新聞 <https://mainichi.jp/articles/20220517/k00/00m/040/172000c>
- ・週のはじめに考える 社会動かす「筋力」育む：中日新聞 Web <https://www.chunichi.co.jp/article/474741>

<問い合わせ先>

次世代オルガナイザープロジェクト

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-6-8 松井ビル 6階(受付7階)「旬報法律事務所」内
TEL 03-3580-5311 / FAX 03-3592-1207

<編集後記>

今年の春闘総括は、今後の労働運動の方向を決めるうえで、本当に重要ですね。賃上げ率が2015年以来最高といっても、闘い取ったものではないから、空虚に見えます。

賃金を上げてくれたのは自民党なら、そりゃ自民党を頼りたくなりますよね。やはり、防衛費を増強して、軍艦や兵器をつくるのが、労働者の雇用を守ることになり、国民の生活が豊かになることだといわれると、そう思わざるを得なくなりますよね。だって、わが身が一番大切だから。誰かの犠牲の上に成り立つ「平和」と言われようと、未来を食いつぶす「豊かさ」だと言われようと。

悲惨さを嘆いていても、同情を寄せても、現実は変わりません。世の中を根底的に変革するにはどうしたらよいか、みんなで考えましょう。(I)